

総 政 企 第100号  
平成17年10月14日

統計審議会会長  
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎

諮問第304号  
平成18年に実施される社会生活基本調査の計画について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「平成18年社会生活基本調査の実施計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

総務省は、平成18年に実施を予定している社会生活基本調査（指定統計第114号を作成するための調査）について、近年の少子高齢化、高度情報化の進展等に伴う国民の生活行動及び生活時間の変化の実態をよりの確に捉え、多様化する国民の生活行動の時系列比較の確保、アンペイドワークの把握等国际的な統計需要への対応等を図るため、別添のとおり、調査事項、集計事項等の変更を行った上で実施することを計画している。

今回の調査計画については、統計需要への的的な対応及び調査の円滑かつ効率的な実施を図る観点から検討する必要がある。